

「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の進捗状況（2016年度末時点）

項目	2016年度末までの進捗状況	2017年度以降実施予定の取組	担当省庁
一つ目の約束			
小売業の多言語化 ＜店内表示＞ ➤ ニーズ調査を踏まえ 2015 年度に指針作成。 ＜電子端末の活用＞ ➤ 2015 年度早期に検討会立ち上げ、2015 年度内に標準仕様の策定を目指す。	＜店内表示＞ ➤ 自主的に店内表示の多言語対応に取り組む事業者約 10 社、外国人の購買環境に詳しい事業者約 5 社からヒアリングを実施。また、外国人の買物時におけるニーズを外国人へのグループインタビューにより調査。さらに全国 3 箇所での関係事業者に対する説明会を行った上で、「小売業の店内多言語化にかかるガイドライン」を作成した。流通団体にガイドラインの周知を実施した。 ＜電子端末の活用＞ ➤ 消費財メーカー、卸小売事業者による「製・配・販連携協議会」に 2015 年 7 月、商品情報多言語 WG を新設し、対応すべき言語（英語、中国語、韓国語等）や対象商品（化粧品、医薬品等）、提供項目（商品分類、商品名、商品説明等）等について整理した。 ➤ 製・配・販連携協議会の加盟企業有志社により	＜店内表示＞ ➤ 引き続き、ガイドラインの周知・普及を図っていく。 ＜電子端末の活用＞ ➤ フィジビリティ・スタディの結果を踏まえ、ビジネスモデルを精査。	経済産業省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	フィジビリティ・スタディ・プロジェクトを設立。商品情報のデータプールを開発し、当該情報を参照して多言語で商品情報を確認できるスマホアプリを実験的にリリース。店頭での実証実験を実施し調査・検証した。		
医療の多言語化 <医療通訳> ➤ 医療通訳等が配置された拠点病院を 2020 年度までに 30 か所整備することを目指す <国家戦略特区> ➤ 外国医師に関する特例を拡充	<医療通訳> ➤ 2015 年 7 月及び 9 月に拠点病院を新たに 8 か所選定し、累計で 27 か所整備した。 <国家戦略特区> ➤ 2015 年 7 月、研修目的の外国人医師を受け入れる「臨床修練制度」を大規模病院のみならず診療所にも実施可能とする特例措置を規定した改正国家戦略特区法が成立（2015 年 9 月施行）。 ➤ 兵庫県において、粒子線治療の研修を受ける外国人医師等の在留期間を 1 年から 2 年に延長できる特例措置を活用し、外国医師等の受入れに向けて調整中。 ➤ 東京圏において、2015 年 6 月に区域計画認定済みの「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」に関して、2015 年 12 月に外国医師 2 名	<医療通訳> ➤ 平成 29 年度予算案に関連予算（10 か所分）を計上しており、2017 年 4 月以降、対象医療機関を公募により選定予定。 <国家戦略特区> ➤ 各地域による特例活用の意向に応じて実施を図る。 ➤ 兵庫県において、2017 年度下半期に外国医師等の研修を開始予定。また、千葉市をはじめ他の地域においても特例活用の意向に応じて実施を図る。 ➤ 今後、東京圏国家戦略特区のニーズを踏まえ、引き続き医師に係る二国間協定の対象国の拡大に向けた交渉を進める。	内閣府（地方創 生推進室） 厚生労働省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	が、英語による医師国家試験に合格。2016 年 9 月より、外国医師による外国人患者の診察を開始。		
飲食店の多言語化 ＜多言語対応促進のためのセミナー＞ ➤ メリット周知、先進事例紹介等のセミナー開催。	＜多言語対応促進のためのセミナー＞ ➤ 2015 年度は、全国 7 か所（三重、石川、香川、広島、長崎、北海道、仙台）において飲食店等を対象に多言語対応研修セミナーを開催。 ➤ 同セミナーにおいて、多言語対応のためのツールや声掛け会話集などを紹介するとともに、これらの内容を周知するための「インバウンド対応ガイドブック」を作成、公表。 ➤ 2016 年度は、前年度に作成した基礎編の「インバウンド対応ガイドブック」に続き、多言語での指差しコミュニケーションツール等を掲載した応用編の「インバウンド対応ガイドブック」を作成し、全国 5 か所（札幌、東京、山梨、大阪、福岡）でインバウンド対応セミナーを開催。 ➤ 外国人の利用が多い飲食店を中心に、多言語対応等の取組が進められ、2017 年 2 月時点で、大手外食チェーン店の約 7 割の店舗が多言語メニ	＜多言語対応促進のためのセミナー＞ ➤ 左記ガイドブックの普及を図るとともに、2017 年度以降は地域におけるインバウンド対応を促進するため、飲食店だけでなく、地域の関連業種を対象としてセミナーを実施する予定（開催地未定）。	農林水産省 国土交通省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<地方の食の情報発信> ➤ 地方の食を多言語で情報発信。	ユー等を整備している状況。 <地方の食の情報発信> ➤ 2015 年度は、農水省による地方の料理についての紹介サイトである「郷土料理ものがたり」について、英語版その他 9 言語を掲載した。 ➤ 2016 年度は、地域の食を中心にインバウンド誘致を図る地域での取組を「食と農の景勝地」として認定（2016 年 11 月、5 地域を認定）し、「SAVOR JAPAN」ブランドで、当該地域の食文化や料理等を海外へ多言語で情報発信。また「郷土料理ものがたり」については継続。	<地方の食の情報発信> ➤ 2017 年度においても引き続き、農泊地域のうち、地域の食を中心にインバウンド誘致を図る地域での取組を認定し、「SAVOR JAPAN」ブランドで海外へ情報発信。「郷土料理ものがたり」については、サイトを閉鎖し、郷土料理の画像データ等は農林水産省の英語版ホームページ等で活用。	
道路・公共交通機関の多言語化 <ガイドラインの実行促進> ➤ 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」について、実施状況を確認し、実行されていない部分を 2017 年度までに実行するための対策を 2015 年度内を目途にとりまとめ。	<ガイドラインの実行促進> ➤ 2015 年度に取りまとめた対策を各省において実行に移した。（関係事業者、団体等への再周知等） 【国土交通省】 ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において公共交通機関や外国人観光案内所等における多言語化に関する取組を支援（平成 28 年度 8,000 百万円の内数）	<ガイドラインの実行促進> ➤ ガイドラインを活用した多言語化を引き続き推進していく。 【国土交通省】 ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において公共交通機関や外国人観光案内所等における多言語化に関する取組を支援（平成 29 年度 8,530 百万円の内数）	国土交通省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	・訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業において公共交通機関や外国人観光案内所等における多言語化に関する取組を支援（平成 28 年度補正 15,500 百万円の内数） 【環境省】 ・自然公園等事業において、多言語化に関する取組を支援（平成 28 年度 8,588 百万円の内数） 【文部科学省】 ・「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」により博物館の多言語化の取り組みを支援。（平成 28 年度 26 百万円の内数） ・「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」において多言語化に関する取り組みを支援（平成 28 年度 1,300 百万円の内数）	【環境省】 ・自然公園等事業において、多言語化に関する取組を支援（平成 29 年度 8,606 百万円の内数） 【文部科学省】 ・「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」により博物館の多言語化の取り組みを支援。（平成 29 年度 23 百万円の内数） ・「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」において多言語化に関する取り組みを支援（平成 29 年度 1,100 百万円の内数）	
多言語音声翻訳 <多言語音声翻訳システム> ➤ 今後 5 年間、研究開発・社会実証。2020 年までに実用レベルの多言語音声翻訳システムを 10 言語に拡大。	<多言語音声翻訳システム> ➤ 国立研究開発法人情報通信研究機構が、2015 年 10 月、従来の日英中韓に加え、スペイン、フランス、タイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマー語の 10 言語の旅行会話の翻訳を比較的精度よく実現した多言語音声翻訳アプリの最新バー	<多言語音声翻訳システム> ➤ 引き続き、多言語音声翻訳技術で翻訳可能な言語を拡大するとともに、翻訳精度を実用レベルまで向上させる。また、翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築し、民間企業の製品・	総務省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	ジョンを公開。 ➤ 多言語音声翻訳システムを社会実装する上で不可欠な雑音抑圧技術等の研究開発や病院、商業施設等の実際の現場での性能評価等を通じて、更なる技術の精度向上と旅行会話以外の分野への技術の拡大を図った。 ➤ 全国 6 か所の観光地等で利活用実証を実施し、誰もが使いやすい翻訳システムのユーザインタフェースの改良を行い、地域の観光産業の活性化に寄与した。 ➤ これまでの多言語音声翻訳アプリ（VoiceTra）のダウンロード数：約 62 万 1 千件（2017 年 3 月 31 日時点）。	サービスの実現を支援する。 ➤ 2017 年度の利活用実証については、全国 4 か所の観光地等で実施予定。	
二つ目の約束			
無料公衆無線 LAN ＜整備促進＞ ➤ 無料公衆無線 LAN の整備方針を作成し、エリアオーナー	総務省・観光庁と事業者、自治体等で構成する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」の体制を活用し、以下の取組を推進。 （2017 年 2 月 2 日に第 4 回幹事会を開催し、整備促進、周知・広報、認証連携に関する取組を報告。） ＜整備促進＞ ➤ 2016 年 1 月に協議会の幹事会を開催し、整備の方向性を決定。通信キャリア、エリアオーナー	総務省・観光庁と事業者、自治体等で構成する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」の体制を活用し、以下の取組を推進。 ＜整備促進＞ ➤ 整備の方向性に基づき、整備コスト軽減策や優良事例等を幅広く集めることで整備促進の働き	総務省 国土交通省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
や通信事業者に整備を働きかけ。商業店舗においても整備を働きかけ。 ＜周知・広報＞ ➤ 利用可能場所についてのシンボルマークの表示、ウェブページ構築 ＜利用手続き簡素化＞ ➤ その場での利用手続きや訪日前の利用手続きを可能にする。 ➤ エリアオーナーが異なる場合でも一度の手続きで利用できるようにする。	向けに優良事例等の周知を図っており、訪日外国人向け無料 Wi-Fi サービスが拡充されており、2017 年 2 月現在、ソフトバンクが全国 40 万スポット、NTT BP が全国 15 万スポット、ワイヤ・アンド・ワイヤレスが全国 20 万スポットで提供中。 ＜周知・広報＞ ➤ 無料公衆無線 LAN スポットを紹介する Japan.Free Wi-Fi ウェブサイトの検索機能の強化等のバージョンアップを実施し、ユーザビリティの向上を図るとともに、無料公衆無線 LAN スポット情報の更なる登録の働きかけを実施し、現在 14 万 3 千件のスポットが登録されている。(2017 年 3 月時点) ＜利用手続き簡素化＞ ➤ 実証実験に基づき、2016 年 9 月に一般社団法人公衆無線 LAN 認証管理機構が設立。同機構により実用化された仕様を用いたサービスが 2016 年 10 月より開始された。	かけに繋げていく。また、全国でセミナー等を通じて、エリアオーナー等に優良事例等の周知を行っていく予定。 ＜周知・広報＞ ➤ 共通シンボルマーク（Japan.Free Wi-Fi）の普及促進を図るため、全国でセミナー等を通じて自治体や民間事業者への当該マークの登録申請の働きかけを行っていく。 ＜利用手続き簡素化＞ ➤ 20 万か所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する。	

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
➤ 簡素化した利用手続きについてウェブページ等で発信。			
三つ目の約束			
地方空港におけるビジネスジェット受入れ <審査ブース増設・増員> ➤ 地方空港について、2015 年度に審査ブース増設、増員。	<審査ブース増設・増員> 【2015 年度】 ➤ 14 空港で 44 ブースを増設した。また、入国審査官の増員については、2015 年 7 月に緊急増員として地方空港を管轄する出張所に 15 名増員したほか、審査機動班として 2 官署に 20 名を措置し、配置を完了している。さらに 2015 年 12 月に、関西空港及び那覇空港について 57 名の緊急増員を実施し、2015 年度中に配置した。 【2016 年度】 ➤ 4 空港で 6 ブースを増設した。また、2016 年度においては、入国審査官 155 名の増員措置に加え、年度途中の同年 9 月に入国審査官 62 名の緊急増員が措置された。 ➤ 2016 年の外国人入国者数は、約 2,321 万 9 千人と前年比 17.9%増加したが、審査ブースの増設・増員等の効果により、平均待ち時間が目立って長時間化することはなかった。	<審査ブース増設・増員> ➤ 羽田空港で 18 ブースを増設するのに必要な経費が平成 28 年度補正予算に計上されており、可能な限り早期の実施を目指す。 ➤ 2017 年 4 月から、成田空港等 12 空港に、審査待ち時間を利用して、個人識別情報（指紋及び顔写真）を事前に取得するための機器である「バイオカート」を導入しており、より一層の審査待ち時間の短縮を目指す。	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
< C I Q の連絡期限半減 > ➤ C I Q が常駐していない空港について、事前連絡期限を 1 週間前に半減することについて検討し、2015 年度内を目途に結論。	➤ 2016 年 10 月から、関西空港、高松空港及び那覇空港に、審査待ち時間を利用して、個人識別情報（指紋及び顔写真）を事前に取得するための機器である「バイオカート」を導入した。 < C I Q の連絡期限半減 > ➤ 2016 年 3 月に事務連絡を発出し、C I Q の連絡期限を原則半減することについて、関係事業者に周知。 < 参考 > 2016 年 4 月 羽田空港においてビジネスジェットの受入れ環境の改善として以下の取り組みを実施。 ・ビジネスジェット用の発着枠の拡大 ・公用機等と発着枠の申請が競合した場合の優先順位の引き上げ ・駐機可能スポットの増設 など	< C I Q の連絡期限半減 > （対応済み）	
出入国審査の迅速化・円滑化 < 審査ブース増設・増員 > ➤ 2015 年度に入国審査官 202 名増員、審査ブース増設。計	< 審査ブース増設・増員 > （前掲）	< 審査ブース増設・増員 > （前掲）	法務省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
画的に体制整備し、2016 年度に審査待ち時間を最長 20 分以下にすることを旨とする。 <顔認証> ➤ 日本人の出入国審査への顔認証技術導入を速やかに検討。	<顔認証> ➤ 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの設置に係る調査研究を行い、2018 年度以降早期の導入に向けて必要な準備を実施。	<顔認証> ➤ 2018 年度以降早期の導入を目指し、日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を実施する。	
四つ目の約束			
外国人留学生の就職 <企業・大学間の情報提供強化> ➤ 2015 年度内に、企業と大学が直接コンタクトするルートを通じ情報提供する取組を強化すべく、大学・経済団体に働きかけ。 ➤ 留学生支援ネットワークの活動推進。	<企業・大学間の情報提供強化> ➤ 2015 年 8 月、大学における外国人留学生就職支援担当部署一覧を文科省の HP に掲載した（2016 年 9 月現在、約 940 校分）。 ➤ セミナー等で留学生支援ネットワークについて周知を実施。 （参考）同ネットワークの活動実績推移 加入大学：56 校（2015 年 1 月時点） ⇒ 87 校（2017 年 3 月時点） 登録留学生：約 1,500 人（2015 年 1 月時点）	<企業・大学間の情報提供強化> ➤ 大学における外国人留学生就職支援担当部署一覧の文科省 HP 掲載について、各地域における留学生関係の会議等において周知を行う。 ➤ 引き続き留学生支援ネットワークの大学・企業等への周知を図る。	文部科学省 厚生労働省 経済産業省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
＜セミナー等の開催＞ ➤ 今夏までに新たにセミナーやマッチングイベントを開催。 ＜外国人雇用サービスセンター等の活用＞ ➤ 外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナーへの求人・求職情報の集約、マッチング強化	⇒ 約 3,000 人（2017 年 3 月時点） 登録企業：約 250 社（2015 年 1 月時点） ⇒ 約 800 社（2017 年 3 月時点） ＜セミナー等の開催＞ ➤ 外国人留学生向けの就職面接会を 2015 年度は 8 月、10 月、3 月に開催。 ➤ 2016 年度は東京（7 月、10 月、1 月）、埼玉（5 月、7 月）、愛知（10 月）、大阪（11 月）福岡（5 月）において外国人留学生向けの就職面接会を開催。のべ 473 社、6,376 人が参加した。 ＜外国人雇用サービスセンター等の活用＞ ➤ セミナー参加企業等約 650 社に対して、外国人留学生の採用意向に関するアンケート調査を行い、意思のある企業情報を外国人雇用サービスセンター、留学生コーナーと共有した。 ➤ 2016 年度に留学生コーナーの設置箇所を 13 か所⇒16 か所に拡充した。	＜セミナー等の開催＞ ➤ 2017 年度においても引き続き各地で就職面接会を開催予定。 ＜外国人雇用サービスセンター等の活用＞ ➤ 2017 年度、留学生コーナーの設置箇所を、16 か所⇒17 か所に拡充予定。 ➤ 来日早期の留学生の就職意識啓発及び企業からの外国人留学生採用に関する相談対応について体制充実を予定。	
インターナショナルスクール ＜設置認可基準の緩和促進＞ ➤ 都道府県に対して設置認可基	＜設置認可基準の緩和促進＞ ➤ 2015 年 7 月、文科省より都道府県に対し、イン	＜設置認可基準の緩和促進＞ ➤ 引き続き、インターナショナルスクールの各種	文部科学省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
準等の緩和を促す。	ターナショナルスクールの各種学校設置認可基準の弾力化を要請する通知を発出した。 2016 年 1 月、東京都が建物・土地の賃貸借要件を 20 年から 10 年へ短縮。	学校設置認可等を促進するため、必要に応じ、各都道府県における検討状況の把握を行う。	
小学校の英語授業 ＜ALT の活用促進＞ ➤ JET プログラムの充実等を通じ、地方自治体に ALT（外国人指導助手）の活用を促し、2019 年度までに小学校の 100%に ALT を配置することを目指す。	＜ALT の活用促進＞ ➤ JET プログラムによる外国語指導助手は、2014 年度 4,101 人⇒2015 年度 4,404 人⇒2016 年度 4,536 人と増加した。 ➤ 小学校における ALT 活用人数は、2013 年 12 月時点 7,735 人⇒2014 年 12 月時点 10,163 人⇒2015 年 12 月時点 11,439 人⇒2016 年 12 月時点 12,424 人と増加。 ➤ 2016 年度に JET 参加者の業務及び生活を支援するための人材であるコーディネーターを市町村において活用する場合の経費及び私立学校における活用に対する都道府県の私学助成に要する経費に係る特別交付税措置を新設した。 ➤ JET-ALT については、学習指導要領の改訂を踏まえた活用促進リーフレットを作成し、教育委員会等に配付した。 ➤ 英語指導の専門性を有する非常勤講師や英語が堪能な地域人材等の活用についての取組を支援	＜ALT の活用促進＞ ➤ JET プログラムによる外国語指導助手を、2019 年度までに 6,400 人以上とすることを旨とする。 ➤ 引き続き教育委員会等に対し JET-ALT 活用の更なる促進を図るなど、文部科学省・総務省・外務省で連携をして対応をしていく。 ➤ ALT について、引き続き活用促進を図る。 ➤ 英語指導の専門性を有する非常勤講師及び英語が堪能な外部人材の活用を促進する。	総務省 外務省 文部科学省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	した。		
五つ目の約束			
企業担当制 <企業担当制> ➤ 重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける企業担当制の創設。	<企業担当制> ➤ 2016 年 1 月 7 日に対日直接投資推進タスクフォースにおいて企業担当制の実施について決定。 ➤ 2016 年 1 月 7 日から同年 2 月 12 日にかけて、外国企業の公募を実施。2016 年 3 月、対象企業 9 社を選定。 ➤ 2016 年 4 月より制度の運用を開始。2016 年度末時点までにのべ 12 回の副大臣による面談を実施。	<企業担当制> ➤ 引き続き相談対応を実施。	内閣府（対日直接投資推進室） 外務省 経済産業省／ジェトロ
自治体との連携 <国と自治体との情報連携> ➤ 「地域経済グローバル循環創造事業」の中で、対日直接投資促進に関する情報が全ての自治体に届く仕組みを整備。総務省の「一斉調査システム」等を活用し、自治体の要望を把握。	<国と自治体との情報連携> ➤ 地域への企業誘致等を推進するため、「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を構築し、2015 年 8 月から稼働を開始。ジェトロ・中小機構と連携して、対日直接投資促進に関する情報を全国の自治体と共有できるようにした。 ➤ 地域経済グローバル循環創造ポータルサイトに登録された地域産品情報などを世界に発信するため、2016 年度に多言語化（英語、フランス語、中国語、韓国語）等を実施。	<国と自治体との情報連携> ➤ 引き続き事業を継続。	総務省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
投資誘致機関の体制整備／広報	<ジェトロの目標と達成状況> ➤ 2015 年度 ・ 支援案件数：1,605 件（目標 1,200 件） ・ 誘致成功件数：160 件（目標 110 件） ➤ 2016 年度 ・ 支援案件数：1,775 件（目標 1,200 件） ・ 誘致成功件数：174 件（目標 115 件）	<ジェトロの目標> ➤ ジェトロの 2017 年度目標 ・ 支援案件数：1,200 件 ・ 誘致成功件数：120 件	内閣府（対日直接投資推進室） 総務省 経済産業省／ジェトロ
<ジェトロの体制整備> ➤ ジェトロに誘致専門チームを整備	<ジェトロの体制整備> ➤ ジェトロにおける誘致専門のスタッフを 120 名（2014 年度）⇒168 名（2015 年度）⇒189 名（2016 年度）に増員（うち外国企業誘致に関して知識・ノウハウ・ネットワークを有する産業スペシャリスト（外部専門家）・誘致専門員で 60 人（2014 年度）⇒92 人（2015 年度）⇒103 人（2016 年度））。 ➤ 進出済みの外資系企業の二次投資を誘致するための「外資系企業支援課」を 2015 年度にジェトロ本部に新設。関西地域への外国企業の誘致体制を強化するため、2016 年度にジェトロ大阪本部に「対日投資推進課」を新設。 ➤ 2015 年度、ジェトロ本部に「国別デスク」を設	<ジェトロの体制整備> ➤ 海外各地域の特性や事業環境に応じて、北米、西欧、アジア（中国、シンガポール、インド等）の主要事務所に外国企業の誘致活動を担う専門人材や有望企業へのアプローチを担う外部人材を 4 月以降順次配置していく。 ➤ 国内主要事務所に外国企業の立上げ支援・地域における産業集積情報の発信・海外事務所と連携した誘致活動を強化し、地域における外資系企業のネットワーク構築等を担う専門人材を全国 10 ヶ所に 4 月以降順次配置していく。	

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
＜自治体との連携＞ ➤ 「地域経済グローバル循環創造事業」等によりジェトロと自治体との情報共有、連携強化。	置し、米国人、シンガポール人、中国人、台湾人、韓国人のスタッフを配置。2016 年度にインド人スタッフを追加配置。 ➤ 地域における外国企業の受け入れ体制を強化するべく、国内主要地域で広域的に支援を展開する「外国企業誘致コーディネーター」を全国 7 ヶ所（大阪、仙台、横浜、名古屋、京都、広島、福岡）に配置。 ＜自治体との連携＞ ➤ 「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用等（再掲）。 ➤ 外国企業誘致戦略の策定（11 自治体・団体）、トップセールス等の広報・情報発信（22 自治体・団体）、個別企業へのアプローチ・立上げ支援（9 自治体）等を自治体と協働で実施。 ➤ 自治体等の外国企業誘致担当者向けに研修事業（基礎編・応用編・実践編）を実施。「基礎編」は全国 8 ヶ所（札幌、仙台、東京、名古屋、広島、香川、福岡、那覇）で開催し、計 68 自治体 185 名が参加。「応用編」は東京で開催し、12 自治体 19 名が参加。「実践編」はジェトロと地方自治体・団体等が共同で企画立案・実行する対	＜自治体との連携＞ ➤ 「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用等（再掲）。 ➤ 外国企業誘致に積極的で、かつ産業集積等の観点で有望な自治体と外国企業誘致戦略の策定、トップセールス等の広報・情報発信、個別企業へのアプローチ・立上げ支援等を協働で実施。地域への投資を促進するために、自治体において海外地域とのビジネス交流に繋がる実践的な取組を支援。 ➤ 自治体において外国企業誘致を担当する職員向けに誘致研修を実施。	

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
< 広報 > ➤ 対日直接投資促進の取組について広報。	日投資誘致事業を公募採択し、5 件を実施。 < 広報 > 【2015 年度】 ➤ ジェトロの主催で、対日投資シンポジウム・セミナーをロサンゼルス（総理出席／500 名参加）、北京（2 回開催／180 名・220 名参加）、バンコク（286 名参加）、シンガポール（170 名参加）、香港（151 名参加）、広州（103 名参加）、深セン（167 名参加）、ニューヨーク（総理出席／280 名参加）、台北（240 名参加）、ムンバイ（100 名参加）、バンガロール（216 名参加）、クアラルンプール（278 名参加）等において開催。 【2016 年度】 ➤ ジェトロの主催で、対日投資シンポジウム・セミナーをブリュッセル（総理出席／129 名参加）、中東欧（ワルシャワ、ブダペスト、プラハ、ウィーン、クルージュ＝ナボカ／計 147 名参加）、ハノイ（212 名参加）、香港（135 名参加）、高雄（107 名参加）、台中（127 名参加）、ニューヨーク（総理出席／320 名参加）、ハルビン（42 名参加）、シリコンバレー（429 名参加）、ソウル（142 名参加）、ミラノ（91 名参加）	< 広報 > ➤ 2017 年度においても、北米・欧州・アジア等において、対日投資シンポジウム・セミナーを開催し、規制改革によるビジネス環境の改善や日本の投資環境の魅力を発信する。	

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	加)、大連 (121 名参加)、シンガポール (160 名参加)、上海 (183 名参加)、台北 (116 名参加)、モンテレイ (67 名参加)、ポーランド・バルト三国 (ヴィリニウス、リガ、タリン、クラクフ／計 114 名参加)、テルアビブ (2 回／750 名参加・80 名参加)、ニューデリー (131 名参加)、ミネソタ (62 名参加)、マニラ (120 名参加)、チューリッヒ (82 名参加) 等において開催。 ※ジェトロ本部主導で開催した主要シンポジウム・セミナーを記載。上記を含め、海外の主要都市において 163 件のシンポジウム・セミナーを開催。		
子会社設立の円滑化 ＜規制の見直し＞ ➤ 代表者となる外国人が日本に居住していなくても会社を設立できるよう規制を見直し。	＜規制見直し＞ ➤ 2015 年 3 月 16 日、関連する課長回答の取扱いを廃止済み。	＜規制見直し＞ (対応済み)	法務省